

改正

平成26年8月21日告示第176号

平成27年7月23日告示第163号

佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に規定する業務のために交付の申出をする特定事務受任者を除く。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

3 この告示において「配偶者からの暴力等による被害者支援措置」とは、次に掲げる行為による被害者を保護するため、第三者からの請求又は申出による当該被害者に係る住民票の写し等の閲覧及び交付を制限する措置をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待
- (4) 前3号に掲げる行為に準ずる行為

(登録の対象者)

第3条 本人通知制度における登録の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。た

だし、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者を除く。

(1) 市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 市が編製した戸籍に記載されている者（除かれた戸籍に記載されている者を含む。）

（登録の申請等）

第4条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本人通知制度登録申請書（別記様式第1号）により市長に登録を申請しなければならない。この場合において、申請者（配偶者からの暴力等による被害者支援措置を受けている者に限る。）が当該申請者に係る住民票の写し等を第三者に交付した旨を佐野警察署に通知すること（以下「警察署通知制度」という。）を希望するときは、同意書（別記様式第2号）を添付するものとする。

2 前項の規定による申請を代理人が行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

3 申請者又はその代理人は、運転免許証又は旅券を提示する方法その他市長が適当であると認める方法により、自己が当該申請者本人又はその代理人本人であることを明らかにしなければならない。

4 第1項の申請書（同項ただし書の同意書を含む。以下この項及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便等により提出することができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により申請書を直接提出することが困難であるとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

（登録）

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、本人通知制度登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、本人通知制度登録通知書（別記様式第3号）により当該登録された者（以下「登録者」という。）又はその法定代理人に通知するものとする。

（登録事項の変更等）

第6条 登録者又はその法定代理人は、当該登録者の氏名、住所その他の登録事項に変更が生じたとき、又は本人通知制度若しくは警察署通知制度の利用を廃止しようとするときは、本人通知制度登録変更（利用廃止）届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付通知書（別記様式第5号）により登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

2 前項の場合において、登録者が警察署通知制度を希望しているときは、配偶者からの暴力等による被害者支援措置を受けている期間に限り、住民票の写し等交付通知書の写しを佐野警察署に送付するものとする。

（不正取得による措置）

第8条 市長は、住民票の写し等の不正取得により個人の権利の侵害を防止する必要があると特に認めるときは、登録者であるか否かを問わず、当該不正取得された者（以下「被取得者」という。）に対し、前条第1項の規定による通知をするものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による通知をしない。

- (1) 被取得者の所在が確認できないとき。
- (2) 被取得者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（登録の抹消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 本人通知制度の利用の廃止に係る届出がなされたとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者名簿に登録されている住所が記載された住民票の職権消除がなされたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録者名簿から抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成26年8月21日告示第176号）

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年7月23日告示第163号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第5条第1項の規定により登録されている者は、この告示の施行の日にこの告示による改正後の佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第5条の規定により登録されたものとみなし、その登録の有効期間は、無期限とする。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第7条関係）